

平成 20 年 11 月 11 日 (火)

於：(財) 都道府県会館 408 会議室

水産政策審議会

第 17 回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員出席状況報告	1
3. 配付資料確認	1
4. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	2
5. 議 事	
(1) 審議事項	3
①諮問第 148 号 行政不服再審査請求について	
②諮問第 149 号 行政不服再審査請求について	
(2) そ の 他	40
・次回日程について	
6. 閉 会	40

開 会

○高吉計画課長 お待たせいたしました。私、水産庁計画課長・高吉でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中を御出席いただきまして、本当にありがとうございます。
ただいまから第 17 回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

委員出席状況報告

○高吉計画課長 まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数 7 名中 4 名の委員の方が出席されておりまして、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

なお、井上委員、小松委員、佐藤委員におかれましては本日御欠席でございます。

配付資料確認

○高吉計画課長 まず議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、本日の次第が 1 枚ございまして、その後、分科会資料の一覧がございます。

資料 1 に漁港漁場整備分科会委員の名簿。

資料 2 が諮問第 148 号になりますけども、行政不服審査請求についての諮問文の写し一式でございます。

資料 3 が同様に諮問第 149 号に相当しますが、行政不服審査請求についてというものでございます。

資料 4 が、諮問第 148 号及び第 149 号に係る付属資料という青い表紙のものでございます。

不足のものがございますでしょうか。よろしいでしょうか。

水産庁漁港漁場整備部長あいさつ

○高吉計画課長 それでは議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長から挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○橋本漁港漁場整備部長 本日は、水産政策審議会の第 17 回の漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましてはお忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。御礼を申し上げます。会議が始まります前に、私のほうから一言お話をさせていただきたいと存じます。

まずは、私どもの漁港漁場整備を取り巻く状況などでございますが、世界的な資源不足から原油価格、あるいは穀物の相場等が上がっておりましたが、昨年急騰いたしまして、また原油価格の影響によりまして漁船用の燃油、あるいは水産物を運ぶときの包装資材であるとか、また輸送費用等の高騰で、水産業界は極めて厳しい状況が続いておりました。

また、今度は昨月に発生いたしました世界的な金融不況によりまして、原油価格は取り戻しつつあるものの、消費の冷え込みや円高傾向などが不安視をされているところで認識しております。

水産庁といたしましては、燃油高騰の緊急対策を実施いたしまして、また漁業者の経営体质の強化、あるいは省エネ型漁業への転換等を積極的に推し進めているところでございます。

また、このようなグローバルな経済情勢の変化にも対応し得る強い水産業を確立するためにも、いまだ低位水準にある水産資源の回復、あるいは産地の販売力の強化などが急務であると考えております。我々、漁港漁場整備につきましても、これらの目的を達するために、着実に事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、本日の審議会の議題でございますが、漁港施設の利用に係ります行政不服再審査請求についてでございます。この背景を少し御説明させていただきたいと存じますが、遊漁船あるいはプレジャーボート等が増加いたしますのに伴いまして、収容する施設等の不足から、放置艇が全国的な規模で問題になったという状況になりました。

水産庁におきましても、まずは漁船と分離した形で遊漁船などを収容する施設を整備しようということで、フィッシュシャリーナ整備事業というものを昭和 62 年に発足させました。

また今度は、既存の漁港内で、漁業活動に支障がない形で配慮をしながら、遊漁船等の利

用も行うということでございまして、平成6年に長官通達を発しましたほか、平成12年には漁港法を改正いたしまして、これらの万全を期していったところでございます。

漁港を漁船以外の船舶に利用いただくわけですから、トラブルなどの原因になることもなしとはし得ないと考えておりますけれども、漁港の既存施設を活用したプレジャー・ボートなどの利用は、漁港を中心とした地域の活性化であるとか、都市と漁村の皆さんとの交流などの観点からも、有力な施策ではないかと考えております。

したがいまして今後とも、例えば指定管理者制度などの活用も図りながら、漁港管理者による適正な管理のもとに、遊漁船、プレジャー・ボートなどの利用が進められるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、水産基盤整備が置かれている状況、及び漁港における漁船以外の船舶の利用についてのお話をさせていただきまして、簡単ですが挨拶にかえたいと存じます。本日は何とぞよろしくお願ひをいたします。

○高吉計画課長 それでは進行を中田分科会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 事

(1) 審議事項

- ① 諒問第148号 行政不服再審査請求について
- ② 諒問第149号 行政不服再審査請求について

○中田分科会長 それでは早速ですが、これから諒問第148号及び第149号の審議を行います。よろしいでしょうか。

まず、橋本部長から諒問をいただくことにいたします。よろしくお願ひします。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料2、資料3の諒問文の写しをご覧いただきたいと存じます。

諒問第148号が資料2に対応しておりますので、まず朗読させていただきます。

20水港第502号

平成20年11月11日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

行政不服再審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成20年4月18日付けで再審査請求人 A 代理人 B からなされた行政不服再審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

富山県魚津市経田漁港における漁港指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長がなした、[]に住所を有する A に対する漁港施設（岸壁等係留施設）利用不許可処分に係る行政不服再審査請求

続きまして、諮問第149号が資料3に対応しておりますので、これも朗読をさせていただきます。

20水港第503号

平成20年11月11日

水産政策審議会

会長 山内 皓平 殿

農林水産大臣 石破 茂

行政不服再審査請求について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第43条第1項の規定に基づき、平成20年4月18日付けで再審査請求人 C 代理人 B からなされた行政不服再審査請求について、同条第2項に基づき貴審議会の意見を聴きたく、下記事項の審議について諮問する。

記

富山県魚津市経田漁港における漁港指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長がなした、[]に住所を有する C に対する漁港施設（岸壁等係留施設）利用不許可処分に係る行政不服再審査請求

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

続いて、事務局から説明を受けます。よろしくお願ひします。

○高吉計画課長 それでは、諮問第 148 号と第 149 号につきまして、富山県の経田漁港で、指定管理者魚津漁業協同組合代表理事組合長がなした、 A 氏、 C 氏に対する漁港施設利用の不許可処分に係る行政不服再審査請求につきまして、お手元の資料に基づいて御説明をいたします。

資料としましては諮問第 148 号、今、部長が読み上げました資料 2 の下に資料 2-1 という分厚い資料がついております。それから、資料 3 の下にも同様に資料 3-1 がついております。この両方の諮問でございますが、内容がほぼ同じでございますので、説明は資料 2-1 を主に使いながら進めさせていただきます。

初めに、行政不服申し立ての制度ですけども、資料 2-1 の 197 ページをご覧ください。ここに漁港漁場整備法がございます。漁港漁場整備法第 43 条に「不服申し立て」というものがございます。この第 1 項で、「この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分に不服のある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる」となっております。

そして第 2 項ですけども、「農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決又は決定をしなければならない」となっております。

また第 3 項ですけども、「水産政策審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない」となっております。本日はこの規定に基づきまして、説明することになってまいります。

本題に入ります前に、資料 4 という青い表紙の資料がございますけども、これによりまして経田漁港の概要を御説明いたします。まず、2 ページをご覧いただけますでしょうか。2 ページに地図がございますけども、経田漁港につきましては富山市の中心部から北東に約 10km のところにございます。魚津市が管理しております第 2 種漁港です。

次の 3 ページでございますが、経田漁港の全景となっております。

それから、4 ページでございます。写真とは向きが上下反対になっておりますけれども、漁港漁場整備法第 39 条第 5 項で、漁港管理者が指定した区域には船舶、自動車等を捨てたり、放置してはならないことになっております。薄い茶色で広く塗られたところが、そ

の区域となっております。漁港管理者が指定した区域ということで、船舶、自動車等を捨てたり、放置してはならない区域でございます。

それから、魚津市の漁港管理条例におきまして、漁港施設のうち市長が公示により指定する施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬことになっております。図の中の緑色の斜線が 2 カ所ございますけれども、これは漁船以外の船舶を収容することができると。当然許可をとらなければいけないんですけれども、漁船以外の船舶を対象とした区域でございます。

それから、真ん中の上のところに青い斜線がございますが、ここは漁船以外で 10 t 以上の船舶を対象とした、許可を受けなければならぬ区域。ここは一時係留しか認められません。

それから、ちょっと見にくいんですけど、左側の緑の斜線の区域の右に紫色の小さな斜線がございます。ここにつきましては漁船以外の官公庁船を主に対象にしまして、許可を受ける区域でございます。

それから繰り返しになりますけど、茶色のべた塗りがしてあるところが船舶等を放置してはならない区域でございまして、その中に斜線をつけたところは、許可を得た上で漁船以外の船等を係留できる場所になっております。これが魚津市の漁港管理条例で定まった区域でございます。

次の 5 ページ、6 ページに経田マリーナという施設のパンフレット、経田漁港のプレジャーボート係留・保管施設パンフレットというのがございます。経田漁港にはプレジャーボートを保管する場所が整備されておりまして、6 ページをごらんいただきたいんですけども、漁港の写真と対応しまして番号が打ってございます。①は陸上になりますが、ボートヤード、90 艇収容する陸上保管施設が準備されております。

それから左のほうに②という、くし型の桟橋が見えますけども、ここは浮桟橋が整備されておりまして、プレジャーボート等を 19 艇収容できる施設が整備されております。料金等は右側のほうに書いてございまして、船を上げ下げする施設の利用料ですか、陸置きのボートヤードにつきましては、利用の形態によりまして 1 日当たり、1 カ月当たり、1 年当たりということで、船の長さ 1 m当たりの金額が定まっております。

それから浮桟橋につきましても、船の長さ 1 m当たりですけども、1 日利用の場合、1 カ月利用、1 年利用と、それぞれ料金が定まっております。

それから、7 ページでございます。ここが今回の再審査請求の工程を示した図でござい

ます。下のほうから上っていきますけども、ここは魚津市が漁港管理者になっておりますが、漁港施設の管理を魚津漁協に行わせておりまして、魚津漁協が指定管理者となっております。

まず、今回の再審査の請求人が利用許可申請を①という矢印のように、魚津漁協に行いました。これに対して②で、不許可としております。それに対しまして申請者が今度は③の矢印のように、漁港の管理者であります魚津市に審査請求を行っております。④のようない、魚津市はそれを棄却しております。今回、申請者が農林水産省に対しまして⑤の再審査請求をしたということでございます。

本日は一番上の矢印の⑥で、水産政策審議会に諮問をいたしまして、水産政策審議会は申請者から⑦の意見聴取をしていただきまして、次回を予定しておりますが、⑧の答申をいただき、それをもとに、農林水産大臣として裁決を⑨で行うという流れになっております。

資料4を使った御説明は以上でございまして、次に経田漁港の管理状況について説明をさせていただきます。特にこれは資料はございませんが、漁港漁場整備法におきましては、漁港の維持・保全・運営その他漁港の維持・管理を適正に行うために、漁港ごとに各地方公共団体を漁港管理者として定めております。また、漁港管理者は漁港管理条例を定めまして、漁港の維持・管理を行うこととなっています。

経田漁港の場合は、先ほど御説明しましたが富山県魚津市が漁港管理者になっておりまして、魚津市漁港管理条例を定めております。平成18年4月1日に漁港施設の管理者としまして、魚津漁業協同組合を指定して管理を行わせているということでございます。

それでは、資料2-1を用いながら御説明をいたします。まず、198ページをご覧ください。そこに、魚津市漁港管理条例(抄)がございます。第11条第1項に、「市漁港施設(法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。)」。この法といいますのは漁港漁場整備法でございますが、「そのうち市長が公示により指定する施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない」とあり、先ほどの斜線が引いてあった区域に該当してまいります。

これに基づきまして、恐縮ですが43ページをお開きください。43ページに、漁港施設利用許可申請書とございますけれども、今回の再審査請求人でありますAさんが申請者となりまして、漁港施設の利用許可申請を平成19年2月15日に行っておられます。

これに対しまして、指定管理者であります魚津漁業協同組合が、139ページをご覧くだ

さい。請求人 A 様ということで、漁港施設の利用の不許可の処分を行っております。

上のほうの、「平成 19 年 2 月 15 日付けで申請のあった経田漁港施設の利用許可申請について、不許可と致します」という不許可通知書を出しておられます。

そして、不許可の処分を不服としまして再審査請求人は、漁港管理者であります魚津市に対しまして、不許可処分の取り消しを求める審査請求を出しております。これが 47 ページになります。

あちこち飛んで恐縮でございますが、47 ページに、A さんの代理人であります弁護士の B さんの名義で審査請求書が出ております。あて先が農林水産大臣になっておりますけども、あて先の誤りということで、魚津市に対して審査請求が出たことになっております。

これが提出されましたけれども、魚津市のほうから棄却をされております。

そして 11 ページでございますが、これが本日の再審査請求になります。本日、御審査をお願いしております再審査請求は、不許可処分の取り消しを求めるものでございまして、本年 4 月 18 日付で農林水産大臣に提出されております。

次に、本件処分のなされた経緯、それから再審査請求に至った背景等につきまして御説明をいたします。

再審査の請求人はお二人おられますけれども、経田漁港の使用を開始された時期は、A さんが平成 13 年 11 月、C さんが平成 9 年 5 月からでございます。

今、再審査請求の皆様がお着きになりました。

[到着が遅れていた再審査請求人、代理人入室]

○高吉計画課長 続けさせていただきます。それぞれプレジャーボートとして係留の許可を、魚津市より受けておられました。その後、両名とも平成 14 年に、遊漁船業適正化に関する法律に基づく遊漁船業の届け出手続を行いまして、平成 15 年度にはこの法律の改正に伴って、遊漁船業の登録を行ったということです。

その後、審査請求人両名は、遊漁船の業者として経田漁港を利用するため、A 氏が平成 17 年 11 月 5 日、C 氏が 17 年 11 月 4 日に、それぞれ魚津市に対しまして、魚津市漁港管理条例に定める漁港施設利用許可申請書を提出しましたけれども、不許可処分がなされています。

この不許可処分の取り消しを求める審査請求が農林水産大臣へ、平成 18 年 4 月 10 日付で提出されましたけれども、処分庁であります魚津市が不許可の根拠としていました法律

第 39 条第 5 項の規定により市長が指定する区域、それから市長が公示により指定する施設のいずれについても指定を行っていなかったということで、魚津市は平成 18 年 9 月 13 日付で、本件審査請求に係る処分の取り消しを行いました。

これによりまして、審査請求の処分が存在しなくなったということから、行政不服申立て制度の対象外の事項となりまして、平成 18 年度水産政策審議会第 10 回の漁港漁場整備分科会の答申を受けて、審査請求は平成 18 年 10 月 19 日に却下されております。

不許可処分が取り消された後、再び所有する遊漁船を経田漁港内に継続して、C 氏は陸上のポートヤードに保管されております。A 氏は岸壁へ係留させるために、資料 2-1 の 43 ページのような利用許可申請を行っておられます。平成 19 年 2 月 15 日付ということで、漁港指定管理者であります魚津漁業協同組合に対しまして、魚津市管理条例第 11 条の規定によって漁港施設利用許可申請——期間としましては 19 年 1 月 1 日から 3 月 31 日ということで、許可申請を行っておられます。

これに対しまして魚津漁業協同組合が、139 ページでございますが、不許可通知を出しておられます。

これを不服としまして 47 ページのように、A 氏、C 氏は審査庁である魚津市へ、不許可処分の取り消しを求める審査請求を出されております。平成 19 年 6 月 29 日付ということで出されましたけども、平成 20 年 3 月 24 日に棄却をされております。今回の再審査請求は、この不許可処分の取り消しを求めるものでございます。

なお、両再審査請求人とも、平成 18 年度と 19 年度の経田漁港施設の利用料については未納という状況になっております。

このたびの審査庁は農林水産省水産庁でございますけれども、行政不服審査法に基づきまして、魚津市長へ証拠書類の提出を要請しました。審査請求書、審査請求人反論書入手いたしました。これは資料に入っていますが、本再審査請求書とあわせて、その要旨について説明をいたします。

まず、再審査請求人の A 氏の場合ですけども、47 ページをご覧ください。これ以降に A 氏の資料がございますが、平成 19 年 6 月 29 日に審査請求をされております主張の内容です。資料がたくさんございますので、私のほうでポイントを御説明します。

1 点は、遊漁船及び遊漁船業は、遊漁船業の適正化に関する法律が制定されまして、国の法律によってその存在が認められているのであるから、遊漁船がプレジャーボートとは性質を異にする船舶であることを認めて、適切な保護を与えるべきというのが 1 点です。

2点目としまして、遊漁船は利用客の安全性、それから利益の保護のために係留場所での安全な乗・下船対策、施設を必要とし、海洋性レクリエーションへの人々の欲求に資するため、利用頻度も高く、その需要から、常時海面上に浮かべておくための施設が必要である。

3点目としまして、水産庁長官の通達に「漁港における漁船以外の船舶の利用について」というのがございますが、これによりますと漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、海洋性レクリエーションの施策の拡大を求める国民の要望に対応し、プレジャー・ボート等の漁船以外の船舶の漁港利用に対応することとしたので、適正な漁港利用が行われるよう努められたいと書いてある。漁業以外の利用を全面的に排除するものではない。

4点目ですが、魚津市長は漁港管理者として遊漁船業の需要増大を正しく認識し、遊漁船に対し、プレジャー・ボートや漁船とは異なる特別の社会的機能を認め、漁港施設の使用に独立した地位を与えるべき責務があるにもかかわらず、条例を改正しないのは怠慢である。遊漁船としての保護とか定額の利用料を定めるべきということです。

5点目としまして、のみならず魚津市長は遊漁船をプレジャー・ボートと同等とみなす条例改正を行い、料金もプレジャー・ボートと同等の定めをしている。遊漁船は営業船であり、適正な収支の維持を必要とするが、条例では不当に高額な定めがなされている。漁港は公の財産であり、国民の税金によって建設され、維持管理されているものであるから、漁港といえども、漁船専用の係留施設ではない。遊漁船は漁船同様に低料金で係留施設を利用する権利がある。

6点目ですけども、処分庁が審査請求人に対して行った現処分は、遊漁船及び遊漁船業者の立場を全く省みず、遊漁船への不当な差別であり、違法であるから取り消されるべきということを主張しておられます。

処分を行った魚津漁協の弁明がありまして、さらにそれを受けまして、平成20年1月25日付に反論書を出しておられまして、資料の169ページについております。この中の主張ですけども、まず1点目、処分庁は不許可にした魚津漁業協同組合ですけども、その処分庁は当該許可申請行為に対し、条例第12条(1)及び(3)の許可制限事由が存在すると弁明するが、これらは存在しない。

2点目は、経田漁港には審査請求人が所有する遊漁船が係留されており、現に係留場所が存在する。

3点目に、審査請求人が誓約書を提出しなかったのは、処分庁の利用料金の設定が適法妥当なものでなく、請求額が年間110万円となり、違憲・違法であって無効であるから正当な理由がある。

4点目でございますが、遊漁船業は遊漁船業の適正化に関する国の法律によって存在が認められている。加えて通達で——これは長官の通知ですが、既存の漁港施設において、漁港管理者が支障がないと判断する場合、プレジャーボート等漁船以外の船舶の漁港利用に対応することになっている。

また、海洋基本法の第12条において、「国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体、その他の関係者は基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とされており、遊漁船がプレジャーボート及び漁船とは性質を異にする船舶であることを認めて、適切な保護を与えるべきである。

また、他の地方公共団体が管理する施設の利用料金との著しい差、及び兼業遊漁船との不平等など、営業の自由に対する侵害である。処分庁が請求する金額は莫大なもので、暴利行為かつ迷惑行為と言わざるを得ない。遊漁船は漁船同様に低料金で係留施設を利用する権利がある。

5点目に、審査請求人は施設利用料金を一切払う意思がないのではなく、適正な料金を払う意思があり、現に平成15年から17年分の係留施設料金として30万円を支払っている。よって、審査請求人が申請書に誓約書を添付せず、処分庁から請求された利用料金を支払っていないことについて、何ら漁港管理条例第12条(1)及び(3)に定める許可制限事由は存在しないということを主張しておられます。

そして、11ページの再審査請求書でございます。農林水産大臣あての再審査請求書、平成20年4月18日付でございます。この中の主張ですけれども、まず1点は、審査庁であります管理者の魚津市は、審査請求人が正当な理由もなく申請書に添付すべき誓約書を提出せず、関係法令を遵守する意思のないこと、及び定められた利用料金を支払う意思のないことを明確にしている事実が認められ、このことが管理条例第12条(1)及び(3)の許可制限事由に該当するとしているが、審査請求人が誓約書を提出しなかった理由は、岸壁での係留を希望しているのにもかかわらず、処分庁から陸上のポートヤードの利用しか認めてもらえなかつたことによる。

2点目としまして、再審査請求人の遊漁船を岸壁に係留するには、年間110万4,125円の利用料が必要となる。富山県内外を問わず、年間数千円から10万円以内であるところ、

処分庁及び審査庁はこのような高額の利用料を定めてきた。これは、遊漁船專業業者を排除する目的で制定されたもので、不当と言うほかない。したがって、処分庁による現処分は、行政裁量権を逸脱、乱用するもので違法である。

③審査庁は裁決書におきまして、常時係留できる施設を経田漁港に求めるることは困難と述べておりますけども、現在の状態は航空写真からも明らかのように、物理的に可能であつて、漁業の将来的な予測からも不可能になることはない。

さらに、本件処分は遊漁船を差別または排斥しようとするものではなく、繰り返し処分庁が行った指導等に対し、関係法令に従う意思を示さず、従わなかつた審査請求人に対するやむを得ない処分と述べているが、高額な係留施設の利用は、遊漁船業そのものが成り立たなくなることから、本件不許可処分は遊漁船を経田漁港から排斥するものにほかならない。

なお、兼業遊漁船は漁港の漁船専用施設に係留されており、專業遊漁船事業者である再審査請求人のみが、このような高額な料金を提示されているということが A さんの主張でございます。

それから大部分重複いたしますけども、もう一方、再審査請求をしておられます C さんの場合、資料 3-1 でございます。重複部分もございますけども、再度御説明をいたします。

まず、資料 3-1 の 49 ページ以降に資料がついておりますが、平成 19 年 6 月 29 日付で審査請求をしておられます。

その中の主張ですけども、1 点目は、遊漁船及び遊漁船業は遊漁船業適正化に関する法律が制定され、国の法律によってその存在が認められているのであるから、遊漁船がプレジャーボートとは性質を異にする船舶であることを認めて、適切な保護を与えるべき。

2 点目は、遊漁船は利用客の安全性及び利益保護のため、係留場所での安全な乗・下船対策、施設を必要とし、海洋レクリエーションへの人々の欲求に資するため利用頻度も高く、その需要から常時海面上に浮かべておくための施設が必要である。

3 点目、水産庁長官通達「漁港における漁船以外の船舶の利用について」によれば、「漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、海洋性レクリエーションの施策の拡大を求める国民の要望に対応し、プレジャーボート等漁船以外の船舶の漁港利用に対応することとしたので、適正な漁港利用が行われるよう努められたい」と記載しており、漁業以外の利用を全面的に排除しているものではないか。

4点目、魚津市長は漁港管理者として条例第2条の義務に基づき、遊漁船業の需要増大を正しく認識し、遊漁船に対し、プレジャーボートや漁船とは異なる特別の社会的機能を認め、漁港施設の使用に独立した地位を与えるべき責務があるにもかかわらず、条例を改正しないのは怠慢である。

5点目、のみならず魚津市長は、遊漁船をプレジャーボートと同等とみなす条例改正を行い、料金もプレジャーボートと同等の定めをした。遊漁船は営業船であり、適正な収支の維持を必要とするが、条例では不当に高額な定めがなされている。漁港は公の財産であり、国民の税金によって建設され、維持管理されているものであるから、漁港といえども、漁船専用の係留施設ではない。遊漁船は漁船同様に低料金で係留施設を利用する権利がある。

6点目、処分庁が審査請求人に対して行った現処分は、遊漁船及び遊漁船業者の立場を全く省みず、遊漁船への不当な差別であり違法であるから、取り消されるべきと。

それから、資料の171ページでございます。平成20年1月25日付の反論書がございます。この中の主張ですけども、処分庁は当該許可申請行為に対し、条例第12条(1)及び(3)の許可制限事由が存在すると弁明するが、これらは存在しない。

2点目はAさんと違いますけども、審査請求人が誓約書を提出しなかったのは、処分庁の利用料金の設定が適法妥当なものでなく、請求額は年間69万円となり、違憲・違法であって無効であるから正当な理由がある。

3点目、遊漁船業は遊漁船業の適正化に関する法律により、国の法律によって存在が認められている。加えて長官通達で、既存の漁港施設において漁港管理者が支障がないと判断する場合、プレジャーボートと漁船以外の船舶の漁港利用に対応することになっているとともに、海洋基本法第12条において、国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体、その他の関係者は基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされており、遊漁船がプレジャーボート及び漁船とは性質を異にする船舶であることを認めて、適切な保護を与えるべきである。

また、他の地方公共団体が管理する施設との利用料金の著しい差、及び兼業遊漁船との不平等な営業の自由に対する侵害である処分庁が請求する金額は莫大なもので、暴利行為かつ迷惑行為と言わざるを得ない。遊漁船は漁船同様に、低料金で係留施設を利用する権利がある。

4点目でございます。金額が違いますが、審査請求人は施設利用料金を一切払う意思が

ないのではなく、適正な料金を払う意思があり、現に平成 15 年、16 年、17 年分の係留施設料金として約 30 万円を支払っている。よって、審査請求人が申請書に誓約書を添付せず、処分庁から請求された利用料金を支払っていないことについて、何ら漁港管理条例第 12 条（1）及び（3）に定める許可制限事由は存在しない。

続きまして、11 ページに再審査請求書、平成 20 年 4 月 18 日付がございます。この中の主張ですけども、1 点目は、審査庁は審査請求人が正当な理由もなく申請書に添付すべき誓約書を提出せず、関係法令を遵守する意思のないこと、及び定められた利用料金を支払う意思のないことを明確にしている事実が認められ、このことが管理条例第 12 条（1）及び（3）の許可制限事由に該当するとしているが、審査請求人が誓約書を提出しなかつた理由は、岸壁での係留を希望していたにもかかわらず、処分庁から陸上のポートヤードの利用しか認めてもらえなかつたことによる。

2 点目、再審査請求人の遊漁船を岸壁に係留するには、年間 86 万 4,320 円の利用料が必要となる。富山県内外を問わず、年間数千円から 10 万円以内であるところ、処分庁及び審査庁はこのような高額の利用料を定めてきた。これは遊漁船専業者を排除する目的で制定されたもので、不当と言うほかない。したがって、処分庁による現処分は行政裁量権を逸脱、乱用するもので違法である。

3 点目、審査庁は裁決書において、常時係留できる施設を経田漁港に求めるることは困難と述べているが、現在の状態は航空写真からも明らかなように物理的に可能であり、漁業の将来的な予測からも不可能になることはない。

さらに、本件処分は遊漁船を差別または排斥しようとするものではなく、繰り返し処分庁が行った指導等に対し、関係法令に従う意思を示さず、従わなかつた審査請求人に対するやむを得ない処分と述べているが、高額な係留施設の利用は遊漁船業そのものが成り立たなくなることから、本件不許可処分は遊漁船を経田漁港から排斥するものにほかならない。なお、兼業遊漁船は漁港漁船専用施設に係留されており、専業遊漁船事業者である再審査請求人のみが、このような高額な料金を提示されている。

以上が、お二方の主な主張でございます。このお二方の両再審査請求人の審査請求書、反論書、再審査請求書における主張を総括しますと、次の 3 点に要約されるものと考えられます。

1 点は、遊漁船業に関しては遊漁船業の適正化に関する法律や、「漁港における漁船以外の船舶の利用について」という水産庁長官通達等によって、法制度上、その存在意義が

認められており、また、遊漁船を利用する人々が乗・下船する際の安全確保が社会的に強く求められており、このため遊漁船の岸壁利用が必要不可欠となっている。

2点目、ところが経田漁港においては、遊漁船を常時係留することが可能な岸壁が存在しているにもかかわらず、遊漁船専業船に対してのみ不当に高額な岸壁利用料を設定し、その支払いができないことを持って遵法精神の欠如とみなし、これを根拠として利用申請を却下した。

3点目、これは処分庁及び審査庁が再審査請求人の遊漁船を漁港から排除しようとするものであり、遊漁船への不当な差別であり、違法であることから、本件処分は取り消されるべきである。

諮問第148号及び149号に係る経緯及び両再審査請求人の主張についての説明は、以上でございます。

○中田分科会長 それではただいまの説明につきまして、委員の皆さん、何か御意見、御質問等ございましたら発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私、事務的な手続上で一つ確認したいんですが、資料2-1の139ページで、どちらも同じなんですけれど、魚津漁業協同組合から不許可の通知書が来ていますが、それの（教示）というところの最初に、「不服がある場合に農水大臣云々」 と書いてありますよね。さっきちょっとこれは違うので、また戻したという話がございましたけども、そこら辺は本来はどうあるべきところなんでしょうか。

○守口利用調整班長 当初、処分庁がこの教示をしているんですけども、この教示は私どもの農林水産大臣に提出をすることができるという記述になっていたんですが、本来は直近順位の上位官庁ということで、今回は指定管理者制度の中での処分でございますので、漁港管理者である魚津市に審査請求するものという判断が総務省からもなされまして、審査請求書を魚津市に差し戻したということでございます。

○中田分科会長 そうですか、そこら辺のちょっとした行き違いがあったということですね。わかりました。

ほかにどなたか御意見、御質問ありますか。

櫻本委員、お願いします。

○櫻本委員 分らない点があるので教えていただきたいんですが、利用料が随分違うということですけれども、これはプレジャーボートとみなしたからそういう額になったのかという、その算定理由みたいなものですね。

それともう一つは、許可が出なかったのに料金が発生しているというのはどういう関係か、よくわからなかつたんですけれど。

○高吉計画課長 係留をしたいと希望されている岸壁が、条例に基づきます公示で料金の設定が1日単位でしかしてございません。ですから、日単位の計算をするとそういうことになってまいります。

ですからそこは管理者のほうとしては、常時ずっと留めつ放しにできる施設ではないという位置づけになっておりまして、先ほどプレジャーボートの保管施設、陸上とかございましたが、あそこは月利用、年利用という料金がありますけれども、希望されている水面の岸壁につきましては、1日当たりの利用料金しか設定がされておらないところでございます。

○守口利用調整班長 挿足させていただきますと、基本的に2番目の御質問で、許可をとっていないのに料金が設定されるのはおかしいという話があるんですけども、これは処分庁及び漁港管理者の考え方として、許可されてないものをとめているということで、不当利得として、条例上日当たりの単価が設定されておりますので、それを適用したという判断でございます。

○中田分科会長 増田委員、お願ひします。

○増田委員 ちょっとよくわからないので教えていただきたいんですが、139ページの不許可通知書のところに、「プレジャーボート（遊漁船を含む）保管用の係留場所はありません」とありますが、片方でこちらの青い表紙のほうでは、「プレジャーボート係留・保管施設パンフレット」というのがあって、「プレジャーボートの保管場所はありません」と、不許可のところで言っておきながら、プレジャーボートについては大いに営業をしているのかと。遊漁船を排除するために、プレジャーボートというくくりの中で不許可を出しているんじゃないとか、その関係がよくわからないですね。

「係留場所はありません」と言いながら、プレジャーボートの施設のパンフレットには、料金設定が1年につき2万円弱とかちゃんと出ているんですよね。その辺の整合性も素人にはよくわからない。

それから、プレジャーボートと遊漁船って、どこで區分けるのか。遊漁船といえども楽しみのためにするわけだから、広い意味ではプレジャーボートなのではないかと。

○守口利用調整班長 まず、こここの不許可通知書の表現ですけれども、ここで書いてあるとおり、「船舶保管場所としての係留場所の長期占有を希望しておられますか、現在の経

田漁港は、プレジャー・ボート（遊漁船を含む）保管用の係留場所はありません」という表現ですね。

これはどういう意味かというと、長期占有ということが表現のポイントでございまして、先ほど申し上げました条例の中の 10 t 以上の船であれば、短期的に係留する場所もあるんですけども、これに該当しない船については、くし型桟橋と陸上のボートヤードしか、長期にわたって係留する場所は無いということです。

表現方法が必ずしも丁寧というか、ちょっと言葉足らずなところがあるかもしれません。意図としては、長期の独占排他的な係留場所は経田漁港に求めるることはできませんという表現ですね。

繰り返しになりますけれども、くし型桟橋とボートヤードについては長期係留が可能であるということでございます。

プレジャー・ボートと遊漁船というのは、基本的には法的な解釈で言えば差別はございません。私ども漁港漁場整備法とかの中では、漁船と漁船以外の船舶という定義づけでございます。

○中田分科会長 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。ないようでしたら、引き続きまして審査請求人からの意見の聴取を行うことにいたします。よろしいでしょうか。

漁港漁場整備法第 43 号第 3 項の規定によりまして、当審議会の意見を決定しようとするとときは、審査請求人またはその代理人に対し、公開による意見の聴取をしなければならないとされております。したがいまして本日、審査請求にお越しいただいておりまして、こういう機会を設けたわけでございます。

それでは早速ですが、本審査請求についての御意見をお聞かせ願いたいと存じます。審査請求人とその代理人は既に席についておられますので、意見を述べられる前に審査請求本人であるか、代理人であるか。それから代理人である場合には氏名、職業を述べてください。

それでは、質問番号の若い順で A さん、それから C さんの順でお願いします。よろしいでしょうか。

それでは A 審査請求人から、この場で言いたいことがあれば述べていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○ A 再審査請求人 A です。

今ほど話にあったとおりですが……。

○中田分科会長 ちょっと待ってください。資料を配付したいということですが、よろしいでしょうか。

では、お願ひします。

○ B 代理人 代理人の弁護士の B でございます。

資料の追加をお願いしたいと思いまして先ほど持参したんですが、部数を十分用意してこなかったので、事務局のほうでコピーをお願いいたしました。

資料は2部あります、1部は漁港港勢の概要というので、水産庁漁港漁場整備部から出ております、富山県内の漁港における漁港の利用状況を、5年ごとにまとめられた統計であります。平成2年、1990年、平成7年、1995年、2枚目が平成12年、2000年、平成17年、2005年という4つの資料。

それからもう1点は資料番号56と振ってありますが、経田漁港に関する概略を調査したフリー百科事典の中から取り出した、経田漁港に関する概要を御説明する資料であります。後ほど代理人のほうから、この内容について具体的に説明させていただきたいと思います。

それではまず、Aさんのはうからどうぞ。

○ A 再審査請求人 Aです。改めてよろしくお願ひします。

今ほど話がありましたように、平成14年から遊漁船の届けを出して、その間、ずっと私は今の場所にとめて遊漁船を今も営んでおります。

それと、私は平成17年の夏から経田漁港の前に釣具店も経営しております。なにぶんにも年になりましたので、第2の人生ということでやっています。多少の退職金も入りましたが、借金しながら返済しつつ今の仕事を続けております。私も魚津市民で税金を払ってやっているんですが、この高額な金額を払うと、先ほども話がありましたように継続ができなくなってしまいますので、そのところをひとつ考えていただきたいと思って、今日は出かけてきました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ C 再審査請求人 きょうは列車の都合で遅れまして申しわけございません。私、Cといいます。

当経田のプレジャーボート施設は、私が平成9年、初めて小さなプレジャーボート、それこそ当時のプレジャーボートを購入して以来、ずっと10年を超えて、この経田漁港を利用させていただいております。

今、裁判の最中ですが、その中で行政庁いわく、料金を設定するのに、いわゆる一見さん的な考え方ですね。私は 10 年を超えて経田漁港プレジャー施設を利用してしておりますが、行政庁いわく、「おたくらは一見さんだ、ビジターです。ですからビジター料金でやります」と言うんですね。その辺が、私はよく分りません。ビジターというのはどういう定義なのか。私は経田漁港を使用して 10 年以上たっておりまます。それをビジターと呼ぶのか、ということが 1 点です。

それから、先ほどちょっとお話をしましたが、プレジャーボートと遊漁船がどう違うのかということです。確かに法的に言うと漁船以外の船ということで、その中にプレジャーボート（遊漁船を含む）と、それはそれでよろしいでしょうが、平成 15 年に遊漁船業の適正化に関する法律という國の法律が改正されました。その前からも遊漁船の法律があったんですが。その中で明確に、プレジャーボートというのは、いわゆる専らの遊びですね。ですから、プレジャーボートに関する明確な法律はありません。

平成 15 年に改正された、いわゆる遊適法といいますが、その中で明確に遊漁船業、なりわいです。私は名前もよくないと思うんですね、「遊漁船」って。遊びながら魚を釣ると、遊びじゃないかと。名前もよくないと、釣り船と言えば一番いいのかもしれません。お客様を安全に乗降させて、そのお客様に釣りを楽しんでもらう。そして、その代価を得るという明確な法律に基づいて、県の登録番号をいただいている。

いわゆる営業船ですね。漁船も営業船でしょうが、遊漁船も営業船です。じゃあ、プレジャーボートは営業船なのかと。同じ括りでやられていますけども、その辺がどうも私は少し違ってきているんじゃないかなと、最近の法的解釈からいっても。

プレジャーボートは、自分が海に行って釣りしたいなというときにさっと行って、ただ釣りをして楽しんで来るだけですね。だから、遊適法をよく理解していただきたい。特に行政庁とかそういうところはですね。それを、市条例はこうだからこうなんだと、それで終わりということで、なかなか私は納得がいきません。それで、我々をビジターだと言うのも納得いきません。私は 10 年以上そこを利用させてもらっているんですが、それをビジターというふうにおっしゃるんですね。昨日、今日来た一見さんじゃないかという解釈の仕方です。その辺がどうも納得がいかないということ。その辺から、いわゆる高額な設定料金が発生してきていると思っております。

いずれにしても、私たちは釣り船業、生業です。釣り船業を営んで生計を立てているのは間違ひありません。それを経田漁港から出ていきなさいと、不許可処分だと言うのは一

体どうしたものなのかなと。この行政庁の指示は、私もよく理解できません。

そういうことですので、本日はよく御理解の上、御判断をしていただきたいと思って参りました。よろしくお願ひします。

○ B 代理人 両名の代理人を務めております、弁護士の B といいます。本日、こちらへ向かってくる列車の北陸線で、直江津を過ぎたあたりで人身事故があつたということで列車が約 45 分ほど遅れまして、上越新幹線との乗り継ぎの関係で 1 時間遅れて皆様方に御迷惑をかけまして、どうも済みませんでした。

それでは私が両再請求人共通の問題として、先ほど水産庁の方から資料 2、資料 3に基づいて、こちらの主張を的確に要約して御説明いただきましたが、今日この機会に、特に補足してお聞きいただきたいと思うことがありますので、まとめて御説明させていただきたいと思います。

まず処分庁で、経田漁港に審査人らの釣り船を係留する場所がないんだという御主張については、全くそれは主観的な御意見でありまして、釣り船を留たくないという思いを、感情で表現しておられるにすぎないと思います。

魚津経田漁港の状況につきまして、本日お配りしました経田漁港出典：フリー百科事典によりますと、経田漁港は富山県魚津市経田地域にある第 2 種の漁港であると。

この概要は、経田地域は、古くから漁業が盛んであったが、昭和後期に現在の近代的な漁港となつた。

沿革のところにありますように、1933 年に着工されて 35 年に竣工しましたが、1973 年に大規模な工事が行われて、現在の漁港としての整備が始まられて、結果として富山県下でも有数の漁港になったと。それで、1996 年 3 月にボートヤードが完成したということです。

配付されております資料 4 の中に、第 2 種経田漁港ということで写真があります。

それから、私の方で提出した資料の番号で言いますと 6 ですが、これは経田漁港の周辺も含めた漁港の住宅地図を写し取ったものです。それから、先ほどの写真と同じような写真ですが、資料 53 は、平成 17 年 9 月 9 日に第九管区海上保安部で撮影された航空写真です。

現在の魚津漁港の利用状況について御説明しますと、この漁港は富山県の陸地との関係で言いますと、陸地は南側にあります、漁港は富山湾に面しております北向きになります。

漁港の中央に漁船の船だまりと、その漁船をつける岸壁がありまして、写真で言うと下のほうになりますが、方角で言うと北側に防波堤と岸壁を兼ねた設備がありまして、左端の陸地から岸壁、防波堤の長さは約 400 m～500 mくらいあると思われます。

1996 年 3 月に整備されたポートヤードというのは、この漁港の写真の右手のほうにあります。方角から言うと西側になります。ここにポートヤードが整備されております。

経田漁港は、昔はサケマス北洋船団の根拠地として非常に栄えたところであります、その後北洋漁業が衰退するとともに、漁港の利用状態が少なくなってきております。その利用の実態につきまして、本日提出しました資料番号 55 ですが、富山県の漁港の利用状況をまとめられた資料でございます。

それぞれの表の下から 5 行目、漁港番号のコードが 2320020、漁港名、経田というのが本件経田漁港のことであります。

この 4 つの表を比較してみると、平成 2 年より平成 3 年の統計資料では地元の漁船の数が、平成 2 年が 49 隻であったものが 43 隻に減っております。それから 2 枚目の平成 12 年の資料によると、地元の漁船は 34 隻。平成 17 年の段階では 32 隻ということで、船の数がどんどん減ってきております。

この漁港には、地元船と外来船ということで 2 つに分けてありますが、外来船を含めた船の数で利用数が増加したのは、この 4 つの資料を比較すると平成 7 年のところで、経田漁港の漁船総数の数が平成 2 年の 175 隻に比べて 188 隻ということで、数が増えております。

しかし、利用漁船の総トン数を数字で見ると、平成 2 年が 2,388 t であったものが、平成 7 年には 1,822 t ということで減ってきてている。

それから、平成 12 年、17 年にいきますと、船の利用隻数がそれぞれ平成 12 年では総数において 143 隻ですから、17 年に至っては 121 隻、地元の船が 32 隻ということで、漁港を利用する漁船の数が地元船はもちろんのこと、外来船も含めて利用隻数が減ってきておると。

それで 53 の写真、あるいは先に配付しております資料 4 に添付の第 2 種経田漁港の写真を見ていただければおわかりのように、漁港中央に漁船の船だまりがありますが、船だまりにおいては全部の岸壁が埋まるという状態ではなくて、岸壁に相当の余裕があるという状況であります。

そして、53 の写真で確認いただきたいんですが、漁港の北側にある防波堤と岸壁を兼

ねておる設備は、6の地図には、この岸壁のところに審査請求人のA、Cのそれぞれ「D」号と「E」号の係留位置を書き入れてあります。

現在岸壁に留られておる船は、使用許可があるかどうかの区別なしに申し上げますと、西端にプレジャーボートの「太陽」という船があります。それから、中央付近に売却船という「第五好栄丸」というのがありますと、その東側に「D」と「E」を係留しておるという状態であります。

「D」と「E」を係留してある東側に、プレジャーボートのポート桟橋、長さ約40mの設備があります。

現在、この岸壁に漁船が係留されているということは全くありませんで、日頃もここに漁船が係留されることはありません。したがいまして、この経田漁港の設備として今、「D」、「E」を係留しておる岸壁一帯、長さにして約300mあまり——どこから測るかというと、地図の左端の「魚津市船揚組合」と書いたところの水際から西に向かって岸壁をいきますと、岸壁上に「富山県漁連油タンク」とありますが、この油タンクの施設の付近までの距離が約300mあります。この間に漁船は全く係留されておりませんので、遊漁船を係留する場所として、設備として十分ここに余裕がある、利用されていない設備があるということですから、ここに釣り船を係留することは可能であります。

先ほども説明しましたが、経田漁港にはプレジャーボートの浮桟橋が1996年3月に完成しております。経田漁港に関する市の条例としまして、私のほうの資料番号で言うと42の資料に添付された魚津市漁港管理条例に、本件手続については第11条に基づいて手続をしろと。それから第12条は許可の制限という条項があります。そして第16条が料金について定めがあって、その料金表が別表第1、第16条関係ということで添付されております。

ここを利用料金表の適用欄には、係留施設岸壁、物揚げ場につきまして「漁船を除く」と書いて、その次に「ただし、プレジャーボート及び遊漁船の利用料金は艇長（実測）1メートル1日につき265円とする」と定められております。

先ほど水産庁の方から説明いただきました、前回の審査請求のときには、この備考欄に「遊漁船」という表示がなくて、「プレジャーボート」だけの表示になっておりました。

ところが今回平成17年の改正で、平成18年4月1日から施行の魚津市の管理条例では、ただし書きのところに、プレジャーボートの次に「遊漁船」という文字を入れることによって、この料金表をそのまま遊漁船に適用したという形態になっております。

処分の内容として、係留する場所がないということについては全くの虚偽であるということであります。次に、漁港管理条例の定め方、内容について説明を補足させていただきます。

誓約書を提出しなかったということが一つの理由にされておりますが、誓約書というのは私のほうで提出した資料 34。これは、指定管理者の魚津漁業協同組合あてに提出するものです。

この誓約書の文章の終わりのただし書きの2行目に、「但し、ボートヤードの駐艇料金については、紛争中であるがため、水産庁の判断が示されるか、本日より2ヶ月を限度として平成 18 年 4 月 1 日に遡り、駐艇料金を支払います」という書面を差し入れるようにということを言われたのであります。

この書面を入れるときの前提として、先ほど説明しました魚津市管理条例に基づいて、すぐ駐艇料金を払うことが前提になっております。ここで「水産庁の判断が示されるか」という具合に文字が入っておりますが、魚津市さんの方では、先ほども説明がありましたが、A、C の両名が水産庁に審査請求の申し立てをしておりましたところ、その処分を取り下げるということで、前回の審査請求においては本件審査請求を却下するということで、皆様方のきっちとした判断を受けることなく、手続としては終わってしまいました。それで、この手続中に誓約書を差し入れるようにという指示があったわけです。

それから C につきましては、35 号証の誓約書にも、利用期間について「一時係留をする場合は、別表の利用料金備考②を適用する」として、「ボートヤード・上下架施設を利用する」という前提で誓約書を差し入れるようにと。

それで、誓約書を差し入れるかどうかという場合の料金の計算については、36 と 37 の請求書というのがあります。36 は A の場合の利用料金で、1 日 3,025 円になる。これは船の長さが 12.1 m で 5.8 t、面積としては 4.4 m² になるということで、1 日当たり 3,025 円になるという計算で算出されております。

この計算では、年間のうち 4 月 1 日から 12 月 31 日まで 275 日ということで、18 年分の利用料金の計算をしたものですが、365 日通しですると、これが 11 万円を超える金額になります。

37 の C のほうは、ボートヤードなどを利用するということで、船が小さいことと単価が少ないと、すなわち 1 日当たりの単価が 1,894 円。これは C の船が長さが 9.47 m で 5 t 未満ということで、1 日当たりの料金が 1,894 円になるという前提で計算をされ

ております。

次に、魚津市管理条例の料金の設定についてですが、条例改正が行われたことは、私どもは改正手続が行われるということを全く知りませんでした。却下されてから、「なぜ却下されたのか」と尋ねましたら、条例改正して指定管理者制度を設けたから、魚津市としては処分を審査してもらう必要がなくなったというお考えでした。ところがこの条例改正については、特に遊漁船業者の意見を聴取したという手続はとられておりません。

先ほどの水産庁の通達にあったかと思うんですが、漁港利用促進協議会を設置して、漁港の利用について漁業者、それから漁業者以外の人、公益の代表者などから意見を聴取して、漁港の利用促進を図るようにという通知がなされておりますが、魚津市の経田漁港に関しては、漁港利用促進協議会というものが全く設置されておりません。したがって、平成 17 年の条例改正の際にも、遊漁船業者の意見を聴取した、あるいは代表者から意見を聴取したという手続は全く行われておりません。

利用料金の設定についてですが、先ほど条例で申し上げましたように、従来、プレジャーボートについての料金が設定されておりました。そこで、遊漁船の料金設定についてはプレジャーボートと同等という考え方で、適用欄に「遊漁船業にもプレジャーボートと同一料金を適用する」という文字を入れただけで、プレジャーボートと遊漁船の区別、それから遊漁船の利用料金がどれくらいが妥当、適切なのかということについて、十分な調査は何もされていないのであります。

この利用料金について私どものほうで調べた内容につきましては、資料も添えてございますが、まず富山県にも富山県漁港管理条例というのがあります。これは資料で言うと 43 ですが、富山県の例があります。

それから、他の漁港ではどうかということで調査をしましたところ、北海道の事例が 44、北海道留萌市の場合が 45、長崎県の場合が 46、富山市の漁港管理条例が 49、富山県の東のほうにある石田漁港の条例が 50、そのほかさらに東の入善漁港に関するものが 51、富山県の氷見漁港が富山県の西のほうですが、ブリ漁で有名な第 3 種の漁港です。こういったところの漁港の係留料金について調べをいたしました。

その調べをした内容を要約したものが、先ほど読んでポイントを説明していただきました、平成 20 年 1 月 25 日付の反論書の誓約書を出さなかつたことに正当な理由があるという中で、詳細に説明をしたとおりであります。

結論において、他の漁港などの遊漁船の利用料金については、高いところで 10 万円前

後なんですが、経田漁港においては 100 万円を超えるという金額であります。遊漁船漁業者の立場からすると非常に高額な金額で、この金額は営業を続ける上で非常に大きな負担で圧迫することになりますので、他の漁港の利用料金と比較検討して、おおむね他の漁港程度のもの、少なくとも富山県の管理条例に定める程度の料金に変更していただきたいと、このように強く考えております。

それと、先ほど C からも説明がありましたが、遊漁船とプレジャーボートが、法律上の制度としても明らかに明確に区別されているということ。それと、機能上もプレジャーボートと遊漁船は大きな違いがある。すなわち、遊漁船業は釣り客を船に乗せて、そして海に出て釣りをして、また戻ってくる。この釣り客の立場からすると、自分でプレジャーボートを買うことなく、求めることなく、結局釣り船に乗船する料金を払って海でのレジャーを楽しむことになります。したがって、船を買い求める、船を管理するという手間を省けるわけであります。

ところが、プレジャーボートは釣り船ではなくて、自分で船を持って、その船を自分の思いどおりに運航して、十分自分の趣味を生かして海に出て、釣りなどを楽しむというものであります。

国民全体の利用状況、太平洋側と日本海側では多少違うと思うんですが、日本海側のほうにおきましても、冬であっても船で海に出る、釣りをしたい、それからプレジャーボート漁に出たいという欲求はたくさんあります。A 、 C は経田漁港を根拠に、釣り船の仕事をずっと続けているということであります。

釣り船につきまして、専業と兼業とあります。C 、 A は専業で遊漁船業を営んでおりますが、経田漁港に係留されているものの中には兼業、いわゆる漁船と兼業で遊漁船業を営んでおられる方もおられます。この方々は、現在確認できておるのは大体 7 隻。漁船と兼業の方々は、特に係留するために条例に基づく使用料の負担が全くない。先ほどの条例にもありましたように、「漁船を除く」とありますので、漁船に対する利用料の請求負担はかかっていないということであります。

そうしますと、兼業と専業でなぜこういう差別が出てくるのかということもありまして、漁業、漁船であるから特別の保護をしなきやならない、漁船を係留するために漁港が国の費用、あるいは国や地方公共団体の予算でつくられて、漁業を営む人が直接漁港の施設をつくるために負担したということではないと思いますので、国でつくられた財産を、本来の目的は漁船のために造られたのですが、先ほど来申し上げました社会の変化とともに

漁港に余裕が生じてきておりますし、他方、海に出てレジャーを楽しむ、余暇を楽しむという国民の希望がどんどん膨らんでおるわけですから、そういった人たちのために国の財産を有効に活用するのが、国や地方公共団体の公務員の方々の真っ先に考えられる仕事ではないかと考えます。

そういう点から、本件経田漁港におきましては、実質上漁港として造った当時の漁船を係留する規模がはるかに縮小しておりますので、それだけの余裕が生じてきております。その余裕のある部分を、釣り船のための係留場所として設定することについて、魚津市、それから魚津市から指定管理を受けておられます魚津漁業協同組合は、何ら不都合はないはずであります。そういう点を特に考えていただきたいと思います。

そして処分の理由として、管理条例第 12 条の（1）、（3）に違反するとあります、管理条例第 12 条の（1）というのは、「公の秩序、または風俗を乱すおそれがあると認められるとき」という極めて抽象的な表現になっておりまして、この内容は自分の都合のいいように、どのようにでも解釈できるという状況であります。もっと公益、公平な立場でこの条項を判断していただきたいと思います。

それから、第 12 条の（3）の「その他管理上の支障があると認められるとき」というのは、利用料金を払わないからだという具合に考えられるのですが、利用料金につきましては先ほども御説明がありましたように、A、C とも漁港に、プレジャーボートを係留したときから支払っておりまして、本件紛争が起きた後も、平成 18 年分につきましては、A につきましては資料 24 に、平成 18 年の経田漁港施設利用料ということで 30 万円を——この金額は市のほうと協議をして決めた金額ですが、30 万円をお支払いしておりますし、C については資料 25 にありますように、平成 18 年度として 14 万円、それから平成 17 年度については 15 万 2,388 円という料金を払っております。これ以前のときも、料金は既に支払い済みであります。

そういうことで、利用したことに対して料金を全く負担していないのではなくて、遊漁船業が成り立つような、他の事例を見て公平だと思われる合理的な内容の料金については、きっちと払いたい。それを払うから遊漁船業についての決まりを早く作って、係留場所をきっちと指定してほしいということを、これまで先ほど話がありました平成 14 年以来主張し続けておるわけですが、魚津市におかれましてはこれを全く聞き入れる耳は持たないということで、紛争のみが拡大しているという状況であります。

以上で、私の補足説明を終わらせていただきます。

私のほうからのお願いですが、もし、この機関で話し合い、和解というか、係留場所を認めてもらって、それで適正な金額を払うような和解、話し合いによる解決も強く希望しておりますので、もしそういうことが許されるならば、ぜひそれを実現していただきたいと、お願ひいたします。

以上です。

○中田分科会長 それでは、再審査請求人のほうからの発言は以上で終わりということでおろしいですね。

○ B 代理人 結構です。

○中田分科会長 それでは、委員の方々から何か質問がございましたらお聞き願いたいと存じます。尾山委員。

○尾山委員 私、今、聞いていて、本当に分からないんですね。留める場所もあるし、そういういろんなところにあるのに、なぜ留めたらだめだと言われるのか。その理由は全く分からないんです、私たちは。

ここにもある、あそこにもある、いっぱい空いてます、漁船も少なくなった、何とかと言われて、何でそうしたら許可がおりないのかという理由は、自分で分からないんですか。

○ C 再審査請求人 私たちも分かりません。

○尾山委員 絶対、そんなことないと思います、私は。

○ C 再審査請求人 ただ、金払わないというだけで。

○尾山委員 金払わないというだけ。

○ A 再審査請求人 プレジャーべーとで留めているときは、そういう問題は一つもなかったんですよ。私、平成 13 年に遊漁船使用ということで舞鶴から船を回航して、その当時は 4.9 t の船を回航して平成 13 年に持ってきたんですよ。その平成 13 年に持ってきたときは、当然プレジャーべーとだったのでそれまで契約していたので、プレジャーべーととして、この船に替るよということで市役所のほうへ話に行きました、メンテしなきやならないものだから船体の大きさとか、船体を上げ、下げしてくれないかということで話しに行ったら、それは了解を得たんですよ、平成 13 年 11 月に。

平成 14 年に、私も C も遊漁船届けを出して、将来は遊漁船にしようということで、法律も変わるよという話を聞いていたものですから、法律が変わると当然お客様には迷惑をかけるわけにいかないから、保険とか遊漁船の組合に入らにやならん。遊漁船の組合

をつくろうよということで、平成 14 年頃からそういう話が出たんですよ。我々は、今の富山県の北陸信越遊漁船協同組合の一員なんですが、富山県に 30 何件くらいあるようなんですけども、みんな専業船なんですよ。兼業船の人間は少ないんです。

我々、魚津市の 2 人だけがそういうふうに排除されたというか、平成 14 年に私は……。

○尾山委員 先ほど C さんも、もう 10 年前からこういうふうに遊漁船をやっているんだと言われますけど、そのころは少ないから漁船のところにちょっと留めておいても言われなかつたと思うんですね。今はもうたくさんそういう船がいますから、そういうものをみんな漁港へ一斉に置いてもいいものだといって置いていたら、漁船と遊漁船とのトラブルみたいなものもあるうし、そういうものが一気にそこへ来てもいいのだと思ってきたときに、漁業の船は成り立たないんですよね。そういうこと分かりますか。だから、漁船は漁船、遊漁船は遊漁船の留めるところをきちんと決めていただいて。

○ A 再審査請求人 そう言われますけど、平成 14 年に私、市役所にプレジャーボートを 1 年間置かさせて——船を平成 13 年に替えたから置かさせてくれということで、置き場所は今のところへずっと置いておるのですよ。

○尾山委員 だから、ずっと置いておられているんでしょうけども、そのときと今と状況は違うと思うんですよ。遊漁船というものがたくさん皆さん、釣りの人を乗せて海に出られますよね。だけど、1 週間に土日だけなんですか。月曜日から日曜日まで 1 週間全部、1 カ月 31 日全部遊漁船は出でいらっしゃるんですか。土日だけですか。

○ C 再審査請求人 プレジャーボートは原則、上下架装置で 5 日に一遍は必ず上げなさいというのがあるんです。ですから、プレジャーボートが岸壁につなぎっ放しというのはありません。だから、プレジャーボート専用の桟橋も今、あります。

ところが、専業遊漁船は我々 2 人、2 隻だけなんです。今後、専業遊漁船が増る方向性であるのかというと、今のところはありません。先ほど、今後どんどん増えてきたらどうするんだ、港がいっぱいになっちゃうよという心配というのは、まずプレジャーボートは 5 日に一遍必ず陸上保管しますから、岸壁には一切係留しません。ですから、港がいっぱいになるということは、まずありません。

プレジャーボートもどんどん増えてくるというよりは、現在私たち見ていて、少しづつ減ってきているんです。

○尾山委員 今、そう言われましたね。そうしたらなぜ反対されるんですか。それを分からぬといふことがおかしいと思います。絶対分ると思います、私。

○ C 再審査請求人 だから、遊漁船業という釣り船業と言った途端に、何とか排斥しようと。いわゆるプレジャーボート並みの金を取ってやろうという考え方しかないと、私たちには理解しています。

そうでないとプレジャーボートの連中が、あくまでも経田の施設ですから、プレジャーボート以外の遊漁船が迷惑だという考え方、実際は迷惑じゃないんですけど。そうとしか私たちには考えられません。なぜ排斥しようという意図があるのか。

○ 尾山委員 排斥という言葉はちょっとあれですけど。

○ C 再審査請求人 いや、そうとしか理解できない。

○ 尾山委員 そうですか。私は、おたくたちだと言うんじゃないんですよ、遊漁船としてのマナーというものがあるんですよ。私は漁業者ですけれども、遊漁船に対しては——この海は国民みんなの海ですよね。だから、だれでも海へ行ってお魚を釣ってもいいんですよ。

すだけれども私たち漁業者から見ると、遊漁船のマナーがとってもなってないんですよ。それでだめだと言っておられるのか、それは分かりませんよ、魚津さんは。それは分かりませんけれども、実際に定置網の枠のところにつかまって、網の中の魚を釣っていくんですよ。皆さんはそうじゃないかもしれませんよ。だけど事実、月曜日になると網の中に釣りの針がいっぱい網に引っかかるて落ちているんですよ。事実なんです、それ。

それから潮の流れが強くなりると、こうなっている網がこういうふうになるんですよ。そうすると、浅いところに魚がたまりませんので、ここに大きな石を落として、ここを深くして、この深みの中の魚をこっちへ戻して、そしてここから魚をとっていくんですよ。

どうしてそれが分ったかというと、本当言うと底にある石がたまたま間違ってこの中に入ってきた場合は、底にある石は貝がついているか、藻がついているか、がちがちの石が入ってくるんですよ。ですけども、つるつるの石が入っているということはおかしいじゃないですか、そうでしょう。そこまで遊漁船の人たちは網の中のお魚をとっているということ。

それから、たまたま土曜日に朝、沖に行って帰ってくると、沖は来ないと思っているんですよ。だけど、たまたま沖へ仕事に行きますと、網の浮きの周りに5~6杯遊漁船がつかまってて、仕事に行こうと思って網の船がそこへ来ますと、ぱーっと皆さん逃げるんですよ。網の船なんか遅いですから、追いかけて写真でも撮ろうと思ってもできないんですよ。そういうことがいっぱいあるんです。

食べたものは放っていく、網の中に飲んだペットボトルが入っている。食べ残しのパックの入れ物は放つてあるということがいっぱいあるんですよ。漁業者はそれに対してとても不満を持っているんですね。そういうことを皆さん、考えたことありますか。

○ A 再審査請求人 よく、そういう話は聞きます。でも、私たちは……。

○尾山委員 だから、皆さんに留めるところも十分にある、遊んでいるところもある、お金も払うと言っているのに、何で留めさせてくれないんだというのは、私は理由が分りません。絶対そんなことないと思います。何で留めさせてくれないのか。

○ C 再審査請求人 それは尾山先生のところが、そういうふうな形になっているかもしれません。私は見ていないですから分かりません。

私たち釣り船業というのは、定置網とか刺し網といったところにつながって、お客様7～8人、10人乗っている船がつながってやれば大変なこと。そんなことは一切しませんし、やってはならないことなんです。

それで今、尾山先生がおっしゃったのは、プレジャー・ボートの連中は私たちもよくやっているのを見かけます。しかし、お客様をいっぱい乗せて遊漁船がそういうことをやると、お客様は二度と来ません。

○尾山委員 それから遊漁船と言っておられますけど、本当に楽しみながら釣って、ほんの少しだけ自分ら、家庭で食べるくらいのお魚を釣っていくならいいんですよ。たくさんとて、それをまた帰ってきてお店屋さんに売っている人がいるんですよ。それはどうなるんですか。そういうことが目に見えているんですよ、私たち。

だから、乗せてあげてお金をもらうだけならいいんですけど、遊漁船に乗ってたくさん釣つていった人たちが、運賃のほかにまた儲かるぐらいお魚を捕つていって、よそで売つていたらどうなるんですか。

○ C 再審査請求人 釣り人が釣った以後の魚の処分に関しては、私たち、そこまでは管理できません。釣った人が行って、お魚屋さんに売ったり何とか、そこまで私たちも管理できませんけど、少なくとも乗ったときに、「この魚は親戚、近所に配つてもいいけど、まかり間違つて魚屋へ持つていって売らないようにね」とは言いますよ。しかし、釣つて、じゃあありがとうございましたという後の管理まで、私たちも責任を負いません。

○尾山委員 だけどやっぱり責任持つてしてもらわないと……。

○ C 再審査請求人 ですから注意はします。

○尾山委員 注意して、やっぱり絶対にそういうことのないように、きちんと監視しても

らいたいですね。

○ C 再審査請求人 今後もやっていきます。

○尾山委員 お願いします。

○ B 代理人 私から一つ。今、先生のお話の中で、遊漁船の施設があるんだから、このまま放つておくとどんどん増えてしまうんじゃないかなと。そうなった場合、どうするのかというお話でしたが、私のほうでは、港のほうでまず遊漁船の係留できる範囲、場所を指定していただいて、数が増えれば希望者の間で抽選をするとか何とか、公平な方法で利用場所を決められるような方法をとっていただければいいんじゃないかなと思います。

それは漁港を管理されるほうの市、あるいは指定管理者のほうでお決めになると思うんですが、少なくとも施設に余裕があるんだから、余裕のある部分については係留場所として、ある一定の範囲を具体的に示していただいて、それで利用者については、この管理条例に基づいて利用許可を出す。重なれば抽選になるのか、あるいは先に出した者が優先するのか、何かルールを決めていただければいいと思います。

それから、遊漁船業者のお客さんと業者のマナーの問題ですが、これは許可のときにいろいろな条件をつけることができるという条項もありますから条件をつけるか、あるいは利用する業者と市や管理される漁協と利用上の打ち合わせを綿密にやって、それでルールをきっちり決める。そして、そのルールを守らなかつた場合には、次年度からの許可はないというような対応も、具体的にあり得るのではないかと思います。そういうことで、遊漁船業者のマナーが悪いというのは、話し合いで改善していく余地は多いにあると、私は思います。

以上です。

○尾山委員 それからもう一つ、漁船と遊漁船のトラブルがあるんですね。そして、かつつくことないというじゃないんです、やっぱりかつつくことはあるんですよ。そうすると漁船と遊漁船だと、漁船はけがをすると漁ができるないし、明日から生活がかかっているんですよね。1人だけならいいんですけど、従業員が15人も16人もいた場合にとっても困るんですよ。

だから、そのトラブルみたいなものもやっぱりきちんと決めて、漁港に遊漁船も入る、漁船も入るといったら、絶対トラブルがないということはないと思うんですよ。だから漁船は漁船、遊漁船は遊漁船という、きちんと法の上に定められたところで留まつていただければ、私は別に問題はないんじゃないかなと思うんですけども。

○ A 再審査請求人 我々の港の中には、専業は2人しかいないんですよ。兼業船が7つも8つもなんですよ。悪いことをしておるのは、その兼業船じゃないんですか、私に言わせると。先生の言われていることは、兼業船に当たはまるんじゃないですか。わしらは漁船だから好きなことしてもいいやという感覚が多いんじゃないですか。

○尾山委員 漁船は同業者ですから、絶対人の網に入って、そういう魚はとらないと信じています。

○中田分科会長 その辺は想像の世界の議論ですから。

増田委員、お願いします。

○増田委員 今の遊漁船と、たまたま委員が漁業者でいらっしゃるものだから、そのやりとりを見ていて見えてきたのは、どうも漁船と遊漁船というのは仲が悪いですね。ということがすごく気になって、漁村という一つの地域社会を育てていくという立場だと思うんですよね。少なくとも漁業者というのは、数字でも見ているように、そちらも減ってきてるわけですよね。そうすると、地域をいい場所に、快適な場所に、楽しい場所にしていくのには、遊漁船と漁船と一緒に地域社会を造っていくというふうにならなきゃいけないのに、必ずしもそうなってないと。申請を出してもすぐなく却下されてしまう。そこに一番問題がありそうな気がするんですよね。

○尾山委員 今言ったのはたまたまで、そういう理由じゃないと思いますよ。私が自分の立場から思ったことを言ったので。

○中田分科会長 既にここの分科会の議論に入っているところがあるんですが、とりあえず今、再審査請求人の方が意見を述べられましたので、それについて質問があればお願いをしたいと思います。

○増田委員 それでは、お二方がたまたまいらっしゃるからあれですけど、漁船の方たちと仲がいいですか、日常的に。割合港の中ですれ違っても、「ふん」という関係なのか。

○ A 再審査請求人 私は釣り船業で、釣り道具屋をやっていると言っていたでしょう。私、漁協の前で釣り道具屋をやっています。漁民の中の漁船を持っている漁業者の方も、私の店に買い物においでになりますよ。日常的には仲良くしていますよ。

○ C 再審査請求人 日常的には、現場の漁船の船長さんとか我々は常に、それこそ肩まで組まないけど笑顔でいろんな釣りの情報を交換したり、和気あいあいですよ。漁民の方と私たち。

ただ、漁協の方とか行政庁の方、いわゆる判断を下す人たちは、その現場を余りにも理

解していないんじゃないかというのが私の意見です。現場の漁民の皆さんと私たちは、常日ごろ対面していますから。「今日どうだった」とか、「明日天気悪そうやな」とか、現場は物すごく仲いいですよ。

○増田委員 それからもう一つ気になるのは、漁船と遊漁船兼業が7隻あるって言ってらっしゃいましたよね。それは遊漁船業の許可をとってやってらっしゃるんですね。

○ A 再審査請求人 はい、同じです。

○増田委員 そういう方とのコミュニケーションもあるんですか。

○ A 再審査請求人 あります。私たちの組合員の方が1人いますよ。7隻の中の1隻が。

○ C 再審査請求人 現場は物すごい仲がいいんですよ。

○中田分科会長 櫻本委員。

○櫻本委員 事実関係でちょっと幾つか確かめたいんですけども、最初に平成9年からCさんのほうはやられていると。それはプレジャーボートとしてやられていたわけですね。

○ C 再審査請求人 プレジャーボートから始まっています。

○櫻本委員 そのときは全然問題はなくて、それを遊漁船業に変えた途端におかしくなったということですね。

○ C 再審査請求人 はい。

○櫻本委員 留めている場所も、ずっと同じこの地図の場所だということですね。

○ C 再審査請求人 はい。

○櫻本委員 そうすると、遊漁船業に変えたときは、トン数がかなり変わったわけですか。

○ C 再審査請求人 船は少し大きくなりましたけど、それでもプレジャーボートとしてやってきました。年間の使用料を納めて。

○櫻本委員 そのときは、ここに留めていても特段問題ではなかったと。

○ C 再審査請求人 何の問題もありませんでした。

○櫻本委員 それがまず疑問点の一つですね。

それと、お金を支払われていますけども、このお金を支払われた積算の根拠ですね。平成18年度は24万円とか14万円とか払われていますけども、これはどこから出てきているのか。

○ C 再審査請求人 それは市の言ったとおりの金を。

○櫻本委員 今までこれくらいのお金を納めていたということですか。

○ C 再審査請求人 はい。

○ 櫻本委員 じゃあ、先ほど私が一番最初に伺ったときは、何か懲罰的な意味があつて違反をしているので、単価当たりで非常に高額になるんだという説明でしたけども、その整合性はどうなるのかということですね。

それともう一つ、先ほど代理人の方から、ほかの富山県では 10 万円くらいのやつが 100 万円くらいになると。それちょっと私、考えても理解できないんですけども、プレジャーボートとして換算すると 100 万円くらいになるという意味ですか。

○ B 代理人 100 万円になるというのは、魚津市管理条例に基づく計算をすると、A さんの場合は 110 万円くらいになると。

○ 櫻本委員 そうですか。ほかのプレジャーボートもそれくらいになるという意味ですか。

○ B 代理人 そうですね、年間で。

○ 櫻本委員 年間で 100 万円くらいになる。だから、プレジャーボートと同じ計算をすると 100 万円くらいになるという。

○ B 代理人 はい、そうです。

○ A 再審査請求人 契約しないとでしょう。契約すると、ヤードの使用料は別なので。

○ B 代理人 別です、岸壁に係留するという前提。

○ A 再審査請求人 契約しないとそういう金額になりますよということです。要するに、私ら誓約書を出して契約書を出したのに、誓約書を出してないからだめだと。だから、岸壁にとめているビジターの金額が 110 万円ですよということを言っておられるわけです。

○ 櫻本委員 じゃあ、ビジターで換算をするから 100 万円くらいということですね。

○ A 再審査請求人 もし、だれかが留めたら、やっぱりそういう金額でということになるでしょうね。

○ 櫻本委員 分かりました。それから、富山県内のほかに 30 件近く遊漁船があるということですけども、ほかの港とかそういうところではどういう状況になっているのかということを、やはりちょっと知りたいなと。聞いても分からぬかもしれませんけど、そういうのを調べる必要があるなと思います。

○ A 再審査請求人 組合員のは分かりますよ。組合員が留めているところは、氷見のほうで留めている組合員もいますし、富山市のちょっと隣の新湊のほうに留めている連中の金額は分かりますよ。慣習的には、金額は払ってないです。私らから見ると、お金は払つ

てないです。許可を得て、協力金みたいのは払っているみたいですが、使用料というの
は払っていない。

○櫻本委員 それともう1点、ここに示していただいた資料で、地元の漁船数は平成2年、
平成7年、平成12年、平成17年で減っているんですけども、総隻数では175隻、188隻、150
隻……、減っていますね。

わかりました。以上です。

○中田分科会長 ほかに質問ございますか。

これは形式的な話ですけど、お二人の請求人の方が出しておられる漁港施設利用許可申
請書ですかね。ここで「係留施設」にはマークがついてないですよね。それは……。

○ A 再審査請求人 岸壁というのはないんだから。

○中田分科会長 岸壁というのは係留施設ということじゃないんですか。

○ A 再審査請求人 そうです。岸壁という施設の名前がない。

○中田分科会長 実質的には岸壁……。

○ A 再審査請求人 港をつくったときの岸壁ですよ。

○中田分科会長 岸壁の利用ということを許可申請しておられるというふうに解釈をして
おいてよろしいわけですね。分かりました。

○尾山委員 その岸壁というのは、漁船がそこにつくための岸壁なんでしょう。やっぱり
漁船がついたときに、遊漁船がそこにいたら邪魔ということもあるでしょう。

○ A 再審査請求人 そうでしょうね。

○尾山委員 そうでしょうね。漁港は漁船の漁港ですから、留めっ放しにしておくときには
条例に定められたところに留めていただきたいですよね。

○ A 再審査請求人 でも、平成14年から私はプレジャーの契約で1年間はしました。

○尾山委員 漁船の邪魔になるようなところには、やっぱり留めてもらいたくないという、
魚津の漁協さんの言い分じゃないんですか。

○ A 再審査請求人 同じ場所に平成14年から留めていますよ。

○尾山委員 だから留めてても、たまに留まるんならいいけど、留めっ放しだと、そこに
もし漁船が入ってきたとき、邪魔だからどかしてくださいと言っても、すぐどかせないで
しょう。

○ A 再審査請求人 私、すぐ目の前に店しておりますので。

○尾山委員 でも、目の前にいてでも、来てどかしてくださいって、余裕がないでしょう。

- A 再審査請求人 過去にも何回かどかしたことは何回かあります。
- 尾山委員 そうでしょう。だから、漁船の邪魔にならないところに留めてくださいと言われたところに留めるわけにいかないんですか。わざわざ毎日漁船の出入りするところに、何で留めるんですか。
- A 再審査請求人 出入りするところじゃないですよ。
- 尾山委員 魚を揚げたり、荷物を積んだり、漁船が毎日そこを利用するところに留めないで、そのほかのところに留めればいいじゃないですか。
- C 再審査請求人 漁船は今、私たちが岸壁使用しているところは利用しません。反対側に全部水揚げ場所とかありますので。
- A 再審査請求人 ここに船だまりがありまして、船だまりのところにみんな留まっていますよ、小さい漁船は。
- 尾山委員 だから魚を揚げるのに、そこの岸壁は全然利用しないんですか。
- C 再審査請求人 はい、場所が違います。全然関係のない場所。
- 尾山委員 関係のないところなんですか。
- 中田分科会長 ちょっと形式的なことであれですけど、現状は A さんの船は岸壁につけてあって、C さんの船はボートヤードにあるんですね。それはどういう事情ですか。
- C 再審査請求人 私も本当を言えば、ウィークデーにもお客様があるんですよ。留めていましたらあるとき、一種の脅迫ですね。「もう留めてくれるな、上下架もしないと。あんた、聞くところによると管理料払ってないそうじゃないか。だから留めてくれるな」と、漁協の関係者の人から言われました。

じゃあ、どうすればいいんだと。「じゃあ、管理料を払ってくれ」ということで、今年度はやむを得ず、全くの不本意ですが、やむにやまれずプレジャーボート並みのお金を払いました。

ですから、プレジャーボートだと 5 日留めておいて 1 回陸上保管で揚げなきゃいけないんです。じゃあ、ウィークデーにお客さんがあったときに、私は断らないといけないです。「済みませんけど、土日してくれないかな」と。そうすると、おのずとお客様は減つていきますね。客の口コミで、「E」はウィークデーは出ないよ。言ってみれば、全くの営業妨害という感じにも、私は受け取れます。

○ 中田分科会長 それからもう一つ、料金の支払いのこと。ちょっと代理人さんのお話ではつきりしなかったんですが、18 年 3 月までは何かの形で払っておられるんだけど、そ

こから……。

○ A 再審査請求人 平成 17 年 3 月まで払いました。

○ 中田分科会長 平成 17 年 3 月までは払ったと。

○ A 再審査請求人 平成 18 年、平成 19 年が今、これに出しております。平成 20 年の今年も出しておりません。

○ 中田分科会長 分かりました。さっき平成 18 年というふうに確か、代理人さんがおっしゃったものですから、それは平成 17 年ですね。

○ C 再審査請求人 平成 17 年まで、プレジャーボートとして払ってきました。

○ 中田分科会長 それでは時間が大分経過してまいりましたので、ほかに御質問がないようでしたら、一応意見の聴取は終了させていただきたいと思います。

○ 増田委員 ちょっと質問いいですか。ビジター料金を払っていくと、経営は成り立たないんですか。

○ A 再審査請求人 成り立ちません。

○ C 再審査請求人 100 万円単位になってくる、年間。何のために営業しているのかわからない。

○ A 再審査請求人 今、高騰の燃料代を払って……。恥ずかしい話ですが、サラリーマンが年収の給料をもらっている分ぐらいしか稼ぎはないですよ、今のところは。体が元気で、それこそ夜、昼、晩と出てお客様もたくさん来てくれれば商売になるのかもしれませんけども、それこそ大きい釣り船業ができるかもしれませんよ、そうすると。ただ、田舎なもので、魚津市はそんなに借金が多くないものですから。

今、私のところは魚津市の客よりも、市外の方が 7~8 割、県外の方が 1 割くらいお出でですよ。

○ 尾山委員 でも、釣り具屋さんもしてらっしゃるんでしょう。

○ A 再審査請求人 ええ。釣り船はやっておったんですが、現状では今もやっていますけども、当初やったときから見たら、こういう問題があつたり、プレジャーボートを留めている人らがまず来なくなりました、私の店に。当初は来たんですけども。

ただ、県外の方は分からぬから。市内の連中は、船を留めているという点についてはもめているということで嫌がるわけですよね。現実に今、市外の方とか県外の方は分からぬから、今それで営業努力して、少しでも商売をうまくやろうと思って頑張っておるんですけども。

○尾山委員 一から十までだめだというのじゃなくて、ここじゃなくて、ここに留めてくださいと言われたら、そこに留めるわけにいかないんですか、わざわざ岸壁に留めないで。

○ A 再審査請求人 留めますよ。

○ C 再審査請求人 留めますよ。国もだから、指定してくださいと。

○ A 再審査請求人 指定してくださいと、何遍も陳情しに行ってます。

○尾山委員 何か見るとこっちのほうならいいんですけど、ここはだめだと。

○ A 再審査請求人 平成 18 年の 3 月、4 月の料金を払うまで、しおちゅう行ってました。

○ C 再審査請求人 審議は 20 回以上です。

○尾山委員 そうしたらもう一回、漁船に邪魔にならないようなところで留めてくださいということを魚津漁協さんにお願いして、ここならいいですよというところを指定していただければいいですよね。

○ A 再審査請求人 そうです。

○尾山委員 そうすれば、何のトラブルもないんですよ。

○ B 代理人 今までの話は、漁港内は一切留めてはならんという。

○ C 再審査請求人 だから、その話し合いができないんです。

○尾山委員 だから結局、漁船の邪魔になるからだめだと言っておられるので。そういう以上は、私はだめだという理由はないと思いますよ。漁船の邪魔になったり、トラブルがあると困るから、だめだと言っていらっしゃるのであって、そういうやない限り、私はここへ留めてくださいと言われるところはあると思いますよ。ですから、そこを話し合いでね。

○ A 再審査請求人 私どももできれば今日決めてもらいたいぐらいです。私なんか、大変な思いをしていますよ、今。

○櫻本委員 あと、事実関係をちょっとお伺いしたいんですけども、兼業の船が 7 隻あるということですが、兼業の程度ですね。兼業といつても 3 分 1 ぐらいが遊漁なのか、3 分の 2 ぐらいが遊漁なのか、その辺はどうなんでしょうね。その船によって違うんですか。

○ C 再審査請求人 言っていいかどうか知らないんですが、私たち 2 隻の専業の釣り船から見ると、むしろ漁業のほうが忙しいんでしょうね、多分。それと、もともと漁船ですからトイレとか、船の設備的なものもありますね。網を揚げたりなんかで左舷、右舷が低いですからね、非常に不安定という形もありますね。

ですから漁業のほうが忙しくて、釣り船はあまりやられないのかなと、私は思っています。

○尾山委員 漁業者に、釣りをしたいから乗せてくださいという人がたまたまいらっしゃるんですよ。そういう人たちを乗せていくのであって……。ふだんは商売で船を動かしていますから、土日は休みだという人は、じゃあ、釣りに行っていいですよといって乗せてあげるぐらいで、商売にしてするとか、ほとんどそういうことはないと思います。

○ C 再審査請求人 漁業ばかりやっているわけですね。

○尾山委員 そうですよね。

○ C 再審査請求人 だと思います。

○中田分科会長 それでは予定の時間もございまして、大分時間が超過してしまいましたので、一応、意見聴取はここで終了させていただきます。

請求人のほうから意見を聴取した、諮問第 148 号及び諮問第 149 号の富山県経田漁港における漁港管理者、魚津市長がなした [] に住所を有する A 氏、及び [] に住所を有する C 氏に対する漁港施設、岸壁等係留施設利用不許可処分に係る行政不服審査請求についての審議に入りたいと思います。もう既に大分自由に発言しておられるところもありますけれども、委員の皆さんに自由に発言していただくために、委員だけで非公開の審議を進める場を持ちたいと思っております。

水産政策審議会の議事規則第 6 条の規定では、会議は公開ということになっておりますけども、審議会において必要と認めた場合はこの限りではないとされております。

ちょっと非公開で意見交換をしておきたいということがございますが、そういうふうにすることについて御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○中田分科会長 それでは短い時間になると思いますが、非公開で審議をする時間をとりたいと思いますので、委員以外の方は御退席をお願いします。事務局のほうは同席をお願いします。

○ B 代理人 後でまたこの部屋へ戻ることがあるんでしょうか。

○中田分科会長 いずれにしましても、答申について審議するのは次回になると思いますので、次回の会議の予定をあと公開で審議することですので、戻っていただいてももちろん構いません。

○ B 代理人 今日はこの後、またこの部屋へ戻ってくる必要があるのか。

○守口利用調整班長 いや、基本的にはございません。

○中田分科会長 あとは次回の日程の審議になると思いますので。

○ B 代理人 では、時間を遅れて来ましたこと、重ねておわび申し上げます。また今後ともひとつよろしくお願ひします。

[再審査請求人、代理人退室]

[非公開審議]

○中田分科会長 きょうはもう一つ、平成 21 年度の概算要求について資料を用意していただいていたんですが、これもあわせて次回に説明をしていただくようにしたいと思います。

(2) そ の 他

・次回日程について(公開)

○中田分科会長 それでは次回の日程について、事務局からお願ひします。

○高吉計画課長 次回の日程でございますけども、今回の行政不服再審査の請求の答申、それから別途漁港の区域の認可の案件を予定しております、日程は先に調整をさせていただきました、12月 11 日木曜日の午後でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中田分科会長 12月 11 日午後ということでよろしいでしょうか。定足数ぎりぎりですけど、次回はもう少しほかの委員の方も出てこられるだろうと思います。

それではちょうど時間ぎりぎりになってしまいまして申しわけありません。一応、今日の分科会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会